THE 12th
HAMAMATSU
INTERNATIONAL
PIANO
COMPETITION

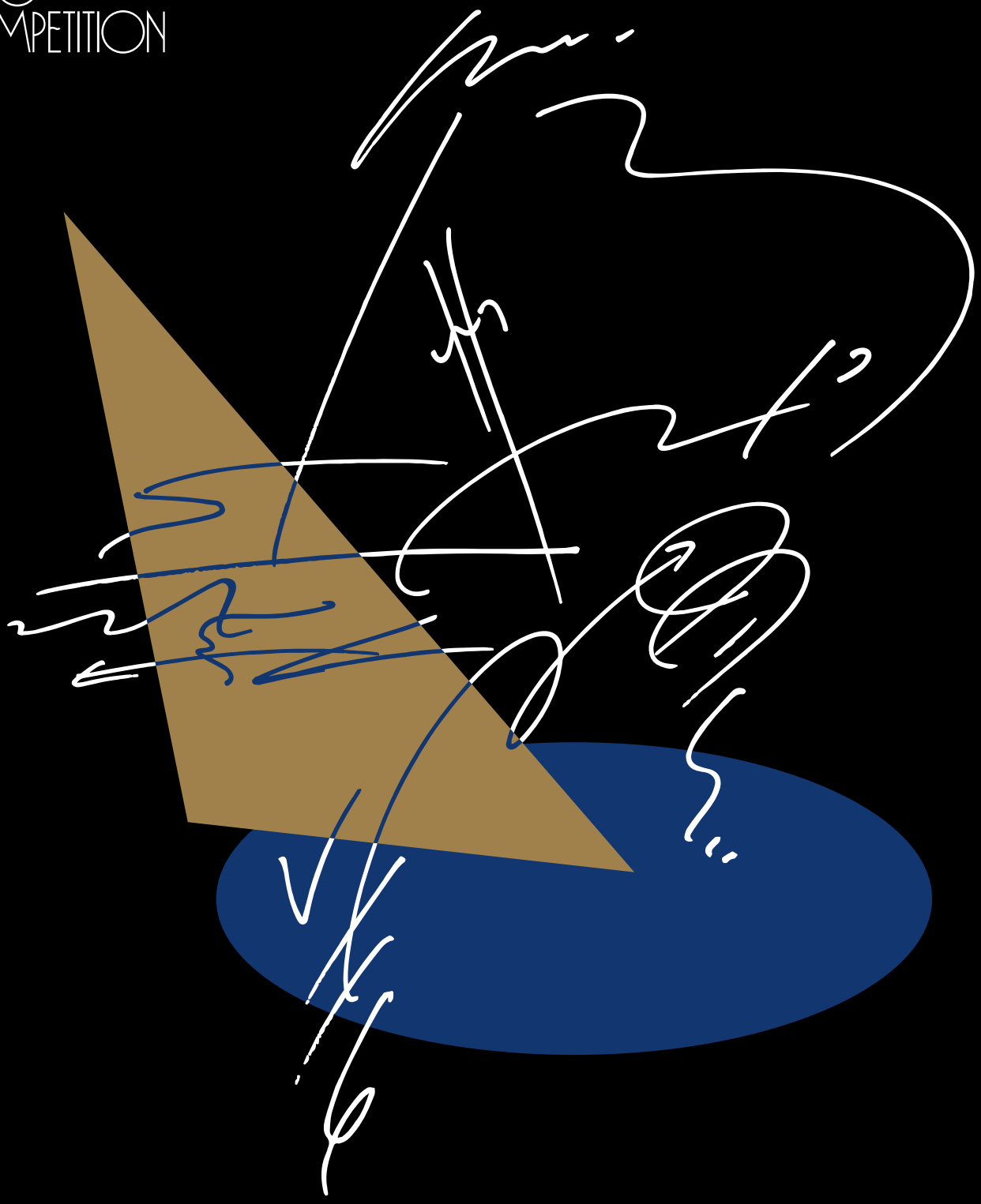

第12回浜松国際ピアノコンクール

2024.11.8［金］–11.25［月］

第12回浜松国際ピアノコンクール実施要項

1　コンクール概要 …… 1

2　審査委員 …… 1

3　申込方法 …… 2

4　予備審査 …… 3

5　コンクール出場 …… 4

6　課題曲 …… 5

7　賞及び賞金 …… 7

8　入賞者披露演奏会 …… 8

9　その他 …… 8

１　コンクール概要

1-1　趣旨

浜松国際ピアノコンクールは、1991年に浜松市制80周年を記念して、楽器と音楽のまちとしての歴史と伝統を誇るにふさわしい国際的文化事業としてスタートし、以後3年毎に開催する。

世界を目指している多くの若いピアニストに日頃の研鑽の成果を披露する場の提供と彼らの育成、世界の音楽文化の振興、国際交流の推進を目的とする。

1-2　会場

アクトシティ浜松　静岡県浜松市中区板屋町111-1

1-3　開催期日

オープニングコンサート　2024年11月4日（月）　中ホール

出場順抽選会　2024年11月8日（金）

第１次予選　　2024年11月9日（土）　～　11月13日（水）　中ホール

第２次予選　　2024年11月15日（金）　～　11月17日（日）　中ホール

第３次予選　　2024年11月19日（火）　～　11月20日（水）　中ホール

本　選　　2024年11月23日（土）　～　11月24日（日）　大ホール

表彰式　　2024年11月24日（日）　大ホール

入賞者披露演奏会　　2024年11月25日（月）　大ホール

２　審査委員

審査委員長：　小川　典子（日本）

審査委員　：　オルテンス・カルティエ=ブレッソン（フランス）

ダン・タイ・ソン（ベトナム）

ポール・ヒューズ（イギリス）

ペーテル・ヤブロンスキー（スウェーデン）

児玉　桃（日本）

エヴァ・クピーク（ポーランド）

ペジャ・ムジイェヴィッチ（アメリカ）

ロナン・オホラ（イギリス）

イリヤ・ラシュコフスキー（ロシア）

迫　昭嘉（日本）

３　申込方法

3-1　出場資格

1991年1月1日以降に出生した者

3-2　申込期間

2024年2月1日（木）～2024年3月31日（日）　24:00（日本時間）

3-3　申込方法

申し込みはオンライン受付のみとする。

次の①～④の書類を全てデータファイルで揃え、公式サイト（www.hipic.jp）に作成した「マイページ」内で必要事項を入力し、書類データをアップロード送付する。

募集期間内（2024年2月1日から3月31日まで）であれば修正・追加可能。

①予備審査課題曲演奏動画ファイル（MP4、AVI、MOV、WMVいずれかの形式とする。）

②最近撮影したカラー写真画像ファイル（解像度300dpi以上　上半身正面）

③パスポートもしくは名前、国籍、誕生日が記載された公的書類をPDF化したファイル

④ピアノの専門家を含む著名な音楽家2名の推薦状（書式は問わない）をPDF化したファイル

3-4　参加料の支払い

申込締切日までに参加料として日本円15,000円を支払うこと。

公式サイトの参加料支払いフォームより、クレジットカードで決済し支払う。

＜注意事項＞

・期日を過ぎて到着した申込は受け付けない。

・申込書類に不備がある場合や記入漏れがある場合、予備審査の対象とならない。

・エントリー後1週間以内に受理メールが届かなかった場合、事務局に連絡すること。

・参加料はいかなる理由があっても返還しない。

４　予備審査

4-1　選考方法

予備審査は、公式サイト内に作成した「マイページ」内にアップロードした、予備審査課題曲演奏動画ファイル（MP4、AVI、MOV、WMVいずれかの形式とする。）による審査で行う。

4-2　予選審査課題曲

(1)～(3)を連続して演奏し、予備審査課題曲演奏動画ファイル（MP4、AVI、MOV、WMVいずれかの形式とする。）を作成し、「マイページ」にアップロードする。演奏順は任意とする。

(1) J.S.バッハ：平均律クラヴィーア曲集より1曲。

(2) ベートーヴェン：ソナタ Op.2-2、Op.2-3、Op.7、Op.10-1、Op.10-2、Op.10-3、Op.13、Op.22、Op.28、Op.31-1、Op.31-2、Op.31-3、Op.53、Op.54、Op.57、Op.106、Op.111より第1楽章、またはOp.27-1、Op.78、Op.81-a、Op.101、Op.109、Op.110より第1･2楽章。

(3) ショパン、リスト、ドビュッシー、スクリャービン、ラフマニノフ、バルトーク、プロコフィエフ、ストラヴィンスキー、リゲティの練習曲より1曲。

＜注意事項＞

・カメラのアングルが固定されていて、未編集のものとし、顔と手が明確に映っているものとする。

・カメラを止めずに3曲続けて演奏し、動画ファイルを作成し、公式サイト内に作成した「マイページ」内にアップロードすること。

・編集・加工をしたものは審査対象としない。

・動画ファイルはこのコンクールのために新たに収録したものとし、課題曲以外の演奏は収録しないこと。

4-3　結果通知

審査結果は、2024年6月30日（日）までに申込者全員に通知する。

５　コンクール出場

5-1　出場者登録

出場者は事務局が指定する日（2024年11月6日から7日）に浜松に到着し、事務局にて出場者登録をすること。

5-2　旅費補助

出場者の旅費は原則として本人負担とする。ただし、下記に該当する者については、旅費補助を支給する。

【海外からの外国籍出場者】その居住地がアジア地域の場合には日本円で50,000円、その他の地域の場合には日本円で100,000円を航空旅費補助及び国内旅費補助として与える。

【海外在住の日本人出場者】上記の基準の半額を旅費補助として与える。

【日本に居住する出場者】旅費補助の対象とならない。

＜注意事項＞・二重国籍の者については、申請した現住所を旅費補助対象の居住地とみなす。

・申込書類提出後、居住地が変更になった場合は、速やかに事務局に連絡すること。

5-3　滞在費補助

出場者には出場者登録した日から下記の期日まで、事務局が定めるホテルに宿泊する場合に限り、本人分の宿泊を提供するとともに、一日一定額の食費を支給する。

(1)　第１次予選出場者　2024年11月14日の朝まで

(2)　第２次予選出場者　2024年11月19日の朝まで

(3)　第３次予選出場者　2024年11月23日の朝まで

(4)　本 選 出 場 者　　2024年11月26日の朝まで

5-4　ピアノ選び

出場者は事務局が定めるピアノを試弾し、演奏に使用するピアノを選ぶ機会が与えられる。

5-5　練習用ピアノ

出場者には、第１次予選の前々日（2024年11月7日）からグランドピアノを備えた部屋を無償で提供する。

第１次予選出場者　　1日あたり4時間以上

第２次予選、第３次予選、本選出場者　　1日あたり12時間（専用の練習室を用意）

・第３次予選出場者は、第３次予選の前日（2024年11月18日）に室内楽奏者とのリハーサル時間を設ける。

・本選出場者は本選前（2024年11月21日もしくは22日）にオーケストラとのリハーサル時間を設ける。

5-6　出場順の決定

出場順は、2024年11月8日の出場順抽選会にて決定し、その順位は変更しない。ただし本選に限りプログラムの都合上、順番を変更する場合がある。

６　課題曲

6-1　第１次予選

練習曲1作品以上を含む自由な選択（出版されている作品に限る。）により演奏時間20分以内で演奏する。

6-2　第２次予選

(1)と(2)を演奏する。演奏時間は合計40分以内とし、演奏順は任意とする。

(1)下記の古典派作品、ロマン派作品、近・現代作品より、2つ以上の異なる時代区分から、2作品以上（出版されている作品に限る）を選択し演奏する。ただし、第１次予選で演奏する曲は除外する。

＜古典派＞　ハイドン、モーツァルト、ベートーヴェン

＜ロマン派＞　シューベルト、メンデルスゾーン、ショパン、シューマン、リスト、フランク、ブラームス、サン＝サーンス、チャイコフスキー、グリーグ

＜近・現代＞　フォーレ、ドビュッシー、スクリャービン、ラフマニノフ、シェーンベルク、ラヴェル、バルトーク、プーランク、メシアン、ヴェーベルン、ベルク、プロコフィエフ、ショスタコーヴィチ、シマノフスキ、武満徹、三善晃、間宮芳生、矢代秋雄

(2)第12回浜松国際ピアノコンクールのために作曲された日本人作曲家（猿谷紀郎氏）による新作品（5～7分程度）。新作品の楽譜はコンクールの3ヶ月前に予備審査を通過した者に送付する。なお、コンクール前にこの新作品を公開演奏することを禁じる。

6-3　第３次予選

(1)と(2)を演奏する。演奏時間は合計70分以内とし、(1)(2)の演奏順は任意とする。なお、第２次予選の結果発表後に、楽譜の提出を求めることがある。

(1) 室内楽

下記のa.かb.のいずれか1曲を選択し、事務局が指定する弦楽器奏者と協演する。楽譜はベーレンライター版を使用し、繰り返しは省略する。

モーツァルト　a. ピアノ四重奏曲 第1番 ト短調 K.478

b. ピアノ四重奏曲 第2番 変ホ長調 K.493

(2) 自由な選択によるソロリサイタル

ただし、第１次予選、第２次予選で演奏する曲は除外する。

6-4　本選

オーケストラ：東京交響楽団

指　　揮：高関　健

下記のピアノ協奏曲のうち1曲を選択し、東京交響楽団と協演する。

ベートーヴェン	協奏曲 第1番 ハ長調 op.15
	協奏曲 第2番 変ロ長調 op.19
	協奏曲 第3番 ハ短調 op.37
	協奏曲 第4番 ト長調 op.58
	協奏曲 第5番 変ホ長調「皇帝」op.73
ショパン	協奏曲 第1番 ホ短調 op.11
	協奏曲 第2番 ヘ短調 op.21
シューマン	協奏曲 イ短調 op.54
リスト	協奏曲 第1番 変ホ長調 S.124
	協奏曲 第2番 イ長調 S.125
ブラームス	協奏曲 第1番 ニ短調 op.15
	協奏曲 第2番 変ロ長調 op.83
サン＝サーンス	協奏曲 第2番 ト短調 op.22
	協奏曲 第4番 ハ短調 op.44
	協奏曲 第5番 ヘ長調「エジプト風」op.103
チャイコフスキー	協奏曲 第1番 変ロ短調 op.23
ラフマニノフ	協奏曲 第1番 嬰ヘ短調 op.1（改訂版）
	協奏曲 第2番 ハ短調 op.18
	協奏曲 第3番 ニ短調 op.30
	パガニーニの主題による狂詩曲 op.43
ラヴェル	協奏曲 ト長調
	左手のための協奏曲
バルトーク	協奏曲 第1番
	協奏曲 第3番
プロコフィエフ	協奏曲 第2番 ト短調 op.16
	協奏曲 第3番 ハ長調 op.26
グリーグ	協奏曲 イ短調 op.16

6-5　注意事項

(1) 課題曲を入力する際は、作曲者名、曲名、調、作品番号（予選曲については楽章、演奏時間も）を正確に入力すること。

(2) 日本人作曲家による新作品及び室内楽を除く課題曲は暗譜し、審査委員の特別の要望がない限り最後まで演奏する。

(3) 演奏の規程時間は厳守すること。演奏が規定の時間を超えた場合など、審査委員が演奏を中断させることがある。

(4) 選択した課題曲の変更は、2024年8月31日までにメールで事務局に届け出のあったものについてのみ認める。

7　賞及び賞金

第１位	賞 金 400万 円	金メダル　賞状
第２位	賞 金 250万 円	銀メダル　賞状
第３位	賞 金 150万 円	銅メダル　賞状
第４位	賞 金 100万 円	賞状
第５位	賞 金 80万 円	賞状
第６位	賞 金 60万 円	賞状
日本人作品最優秀演奏賞	賞 金 30万 円	賞状
奨励賞	賞 金 15万 円	賞状
室内楽賞	賞 金 15万 円	賞状
聴衆賞		賞状・副賞

(1) 第１位入賞者には、2026年3月末日までに日本及び海外でソロリサイタルや主要オーケストラとの演奏会の機会を10回以上与える。なお、本公演における出演料は1公演につき20万円とし、出演に必要な旅費・滞在費は主催者が負担する。

(2) 第１位入賞者に対し、札幌市長賞を授与する。また、浜松市と札幌市で結ばれた「音楽文化都市交流宣言」に基づき、札幌市における演奏機会を与える。

(3) 本コンクールの趣旨に賛同する団体及び個人から贈られる副賞等を授与することがある。

８　入賞者披露演奏会

第１位から第６位入賞者は、2024年11月25日アクトシティ浜松大ホールで開催する入賞者披露演奏会に出演すること。ただし、この演奏会についての出演料は支払われない。

９　その他

9-1　査証取得

日本への入国査証が必要な場合は、出場者本人が申請し取得する。詳しくは居住地の日本国大使館または領事館に問い合わせること。ただし、査証取得のための招聘状等を必要とする場合は、事務局に申し出ること。

＜注意事項＞

本コンクール以外に招聘元があり、コンクール期間中またはその前後の期間に日本国内で活動する予定のある者は必ず事務局に申し出ること。

9-2　保険・損害補償

本コンクール期間中及び本コンクールに付随する事業の開催期間中における出場者の身体的、物質的もしくは精神的な被害及び加害に対して、主催者は原則補償しない。各出場者の責任において保険加入すること。

9-3　著作権等

本コンクールで行われる演奏及び主催者が用意する演奏会における全ての演奏について、下記の全ての権利は主催者に帰属する。

(1) ラジオ、テレビ等の放送及びインターネット上で配信をすること

(2) 放送のためであると否とを問わず、録音、録画すること

(3) 印刷物、CD、DVD等の作成のために録音及び写真、ビデオ撮影をし、その製作物を頒布・販売すること

9-4　個人情報の保護

本コンクールで収集した応募者及び出場者の個人情報は、日本の法律に基づき主催者が管理し、本コンクールの運営のためのみに使用する。

9-5　法律の準拠

(1) 出場者への補助費、賞金及び出演料は、日本の税法に基づく税金を含むものとする。

(2) この要項に関して発生する問題については、日本語の本要項に基づき、かつ日本法に準拠して解決される。